

三豊市条例第2号

三豊市スポーツ推進条例

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、公正さ及び規律を尊ぶ精神、克己心の涵養等のために行われる身体活動であり、人々の夢と誇りを育む文化である。

また、スポーツは、世代、障がいの有無等のあらゆる垣根を超えた交流を生み出し、地域の活力を向上させ、一体感を醸成するものである。

これらのスポーツが生み出す恩恵を享受することは、全ての人々の権利であり、市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことができるようスポーツを振興することは、市の責務である。

こうした認識の下、スポーツを通して人と人とがつながり、豊かさを実感できる三豊市（以下「市」という。）の実現のため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本理念を定め、市の責務、市民の役割、スポーツ団体の役割等を明確にするとともに、スポーツの振興に関する施策の基本事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、全ての市民の心身の健康及びスポーツを通じたコミュニティの活性化を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 勝敗又は記録を競う運動だけでなく、趣味又は健康を目的とする運動、野外活動、レクリエーションなどの心身の健康を意識して体を動かす活動をいう。
- (2) 市民 市の区域内に居住する者のほか、市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び市の区域内に存する学校に通学する者をいう。
- (3) スポーツ団体 市の区域内において、スポーツ又はその振興に関する活動を行うことを主目的とする法人その他団体をいう。
- (4) 事業者 市の区域内において、事業活動を行う全てのもの（スポーツ団体

を除く。)をいう。

- (5) スポーツ活動 スポーツの実施、指導、観戦、スポーツイベントの運営など、スポーツを「する」「みる」「ささえる」活動等をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツを通して幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であることに鑑み、スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) スポーツは、全ての市民が生涯にわたって自主的かつ自律的に、その適性、年齢、健康状態及び目的に応じてスポーツに親しむことができるよう推進されなければならない。
- (2) スポーツは、成長の過程にある子どもの体力及び運動能力を向上させるだけでなく、その人格形成や豊かな人間性を育む基礎となるため、市、学校、スポーツ団体、事業者、家庭及び地域の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- (3) スポーツは、世代・地域を越えた交流を生み、コミュニティの活性化を促進するものとなるよう、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことができる環境づくり及びスポーツ参画人口の拡大を図りながら推進されなければならない。
- (4) スポーツは、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類、程度及び特性に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、国、県、市民、スポーツ団体、事業者その他関係団体と連携を図りつつ、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自主的かつ主体的にスポーツ活動に取り組み、自らの健康及び体力の保持増進に努めるものとする。

- 2 市民は、スポーツがコミュニティにおいて果たす役割について理解を深めるとともに、自らがスポーツ活動の担い手であることを認識し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで、スポーツ活動への積極的な参画に努めるも

のとする。

(スポーツ団体の役割)

第6条 スポーツ団体は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民がスポーツに親しみ、技能を向上させる機会の提供など、市民のスポーツに対する関心と理解を深め、市民のスポーツ参加の推進に努めるものとする。

2 スポーツ団体は、自主的なスポーツ活動を通して、市民のスポーツに関する権利利益の保護、心身の健康の保持増進及びスポーツに関する施策への協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自らがスポーツ活動を行いやすい環境の整備に努めるとともに、地域の一員としてスポーツ振興及びスポーツに関する施策への協力に努めるものとする。

(推進計画)

第8条 教育委員会は、第3条に規定する基本理念の実現に向け、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づき、スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めるものとする。

2 教育委員会は、前項の計画の策定に当たっては、市民の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(生涯スポーツの推進)

第9条 市は、子どもから高齢者まで全ての市民が生涯にわたって、適性、年齢、健康状態及び目的に応じたスポーツに継続的に親しみ、心身の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を実現できるよう、機会の提供、環境の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの体力向上及びスポーツ活動の充実)

第10条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、学校体育の充実をはじめ、スポーツ教室の実施その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、子どもが生涯にわたりスポーツに親しみ、充実したスポーツ活動を行えるよう、知識及び技能の習得に対する支援、環境の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がい者スポーツの推進)

第11条 市は、障がい者が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類、程度及び特性に応じたスポーツ活動の機会の提供、スポーツ活動に携わる人材の育成その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の活性化)

第12条 市は、地域におけるあらゆる世代の市民の交流が促進され、地域の活性化及び連帯感の醸成を図るため、地域スポーツ活動への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、各種スポーツ大会又は競技会の誘致、スポーツイベント又はプロスポーツの開催など、スポーツを通してあらゆる地域資源及び観光資源を最大限活用した地域の活性化に努めるものとする。

(スポーツ選手の育成)

第13条 市は、スポーツ選手の競技力の向上及び優秀な選手の育成・確保を図るため、事業者、スポーツ団体等と連携して、専門的かつ計画的な選手の育成に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(指導者の確保及び養成)

第14条 市は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材の養成及び活用のため、事業者、スポーツ団体等と連携して、講習会及び人材確保のための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ施設の整備)

第15条 市は、市民がスポーツに親しむことができる場の充実を図るため、スポーツ施設の整備、維持管理、バリアフリー化、利用促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、スポーツ活動の場の充実を図るため、学校その他の施設をその目的に支障のない限りにおいて使用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第16条 市は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者その他スポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。